

## 犯罪被害財産支給手続開始決定公告

令和7年3月28日

前橋地方検察庁検察官

下記のとおり、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第6条第1項の規定により犯罪被害財産支給手続の開始を決定したので公告する。

### 記

1 犯罪被害財産支給手続番号 前橋地方検察庁 令和6年第1号

2 犯罪被害財産支給手続開始決定の年月日 令和7年3月28日

3 支給対象犯罪行為の範囲

(1) 支給対象犯罪行為が行われた期間

令和元年8月頃から令和5年8月頃までの間

(2) 支給対象犯罪行為の内容

坂庭亮一が朝日リース株式会社の貸金業務に関し、被害者に対して、法定の利率を超えた利息を指定した銀行口座（群馬銀行高崎支店の「朝日リース株式会社」名義の普通預金口座（口座番号1529641））に振込入金させるなどの方法により金銭を受領し、かかる金銭の受領を帳簿上の負債科目である「預り金」として計上し、犯罪収益等の取得につき事実を偽装した事案。

4 対象犯罪行為が支給対象犯罪行為の範囲に属するか否かについて判断の参考となるべき事項

(1) 検察官が既に把握している貸金業者名

坂庭亮一、朝日リース株式会社

(2) 利息等を受領するために使用された銀行口座

群馬銀行高崎支店 名義人 朝日リース株式会社 口座番号 1529641

(3) 主な犯行態様

ア 直接あるいは電話等で借入を申し込んだ顧客に対し、元金の15%に相当する金額を毎月1回、合計8回で支払う旨を約し、年利が法定の上限（20%）を超える約30%となる利息で金銭を貸し付ける。

イ 元金及び利息の支払いは、朝日リース株式会社の店舗における手渡し又は顧客に上記4(2)記載の銀行口座に振込入金させる方法で受領する。

ウ このようにして受領した法定の上限を超える利息分については、会計帳簿上、負債科目である「預り金」として計上する。

5 開始決定の時ににおける給付資金の額 金736万4532円（令和7年2月21日現在）

6 支給申請期間 令和7年3月28日から同年5月27日までの間

7 犯罪被害財産の没収又はその価額の追徴の裁判に関する事項

(1) 裁判所名 前橋地方裁判所高崎支部

(2) 裁判年月日 令和6年9月30日

(3) 確定年月日 令和6年10月16日

(4) 被告人の氏名 坂庭亮一

(5) 没収又は追徴の理由とされた事実の要旨及び罪名

(事実の要旨)

被告人坂庭亮一は、朝日リース株式会社の業務に関し、業として顧客791名に対し金銭の貸付けを行い、その貸付けに当たり、令和元年8月中旬頃から令和5年8月中旬頃までの間、前後43回にわたり、同社が前記791名から法定の限度を超えて受領した利息合計890万9644円の経理処理

に関し、情を知らない会計事務所の事務員をして、同社の総勘定元帳に同利息を債務者から過誤入金を受けたとして負債科目である「預り金」として計上する経理処理をさせ、同社から前記791名に対し、同利息の返済義務があるかのように装い、もって犯罪収益等の取得につき事実を偽装したものである。

（罪名）令和4年法律第97号による改正前の組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律違反、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律違反

8 この公告に関する問い合わせ先（申請書の提出窓口）

〒371-8550 前橋市大手町三丁目2番1号 前橋地方検察庁 被害回復給付金事務担当

電話番号 027-235-7801（直通）

- 上記3の支給対象犯罪行為の範囲を定める処分に不服がある場合には、この公告があった日の翌日から起算して30日以内に前橋地方検察庁検事正に対して審査の申立てをすることができます（提出先は上記8のとおり）。
- 当該処分の取消しの訴えは、審査の申立てに対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ずして当該処分の取消しの訴えを提起することができます。
  - (1) 審査の申立てがされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
  - (2) 支給対象犯罪行為の範囲を定める処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
  - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 当該処分の取消しの訴えは、当該処分に係る裁決書の謄本の送達を受けた日から30日以内（送

達を受けた日の翌日から起算します。)に、国(代表者は法務大臣となります。)を被告として、前橋地方裁判所に提起しなければなりません。